

ゲストハウスときわ 宿泊約款

佐総政第147号 令和7年6月6日

(適用範囲)

- 第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間に関わらず、宿泊料を当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 第2項の宿泊料を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、宿泊料の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

- 第4条 当施設は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当施設が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 当施設が求めるオンライン宿泊者名簿の事前登録を拒否される場合
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとする者は、当施設に対し、当施設が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、既に納入された宿泊料の還付は行いません。ただし、次に掲げるときは、使用料の全部又は一部を還付することができます。
 - (1) 宿泊客の責めに帰さない理由により施設を利用できないとき。

- (2) 施設の利用を予定していた者が、利用の予定を取り消し、又は変更するとき。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後11時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当施設が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をしておそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 当施設が求めるオンライン宿泊者名簿の登録拒否又は虚偽の登録行為をしたと認められるとき。
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (6) 宿泊客が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊客は、当施設に対し、当施設が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求められます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、オンライン宿泊名簿において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日及びパスポート撮影画像の添付
- (3) 宿泊日及び到着予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2. 第12条の料金の支払いは、原則ネット決済とする。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当施設の営業時間は次の通りとし、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

- (1) 門限：なし
- (2) チェックイン時間：午後3時～午後11時

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨以外のクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊の予約申込の際又は宿泊予約前日までに、原則オンラインによる決済にて行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第13条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設

の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(寄託物等の取扱い)

第14条 宿泊客お持ち込みになったお荷物はお客様ご自身で管理いただき、当施設はその責任を一切負わないこととします。

2. 当施設は、宿泊客が当施設宛てに荷物を送った際にお客様の代わりに受け取ることは一切致しません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れている場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

(駐車場の責任)

第16条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、ご利用様又は近隣とのトラブル、事故について当施設は一切の責任を負いません。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(免責事項)

第18条 当施設内からのインターネット通信のご利用に当たりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。インターネット通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。また、インターネット通信のご利用に当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

(個人情報の取扱い)

第19条 当施設は、個人情報の保護に関する関係諸法令・規則、契約、その他の規範を厳正に遵守します。当施設は、原則として個人情報を第三者に開示・提供しません。開示・提供する場合には、法令に則り適切に行います。

(裁判管轄及び準拠法)

第20条 本約款による契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、当施設の所在地を管轄する日本の裁判所において日本の法令に従い解決するものとします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係) 内 訳

宿泊客が支払うべき 宿泊料金	①基本宿泊料 (室料)
総額	大人 6,000円/人 学生等 3,000円/人 子ども 2,000円/人
追加料金	②清掃料金等 (①に含まれるものを除く) なし
税金	③消費税

備考

- (1) 一般とは、学生等及び子ども以外の者とする。
- (2) 学生等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校の学生及びそれに類する者並びにその学校の教員又は学生の引率者とする。
- (3) 子どもとは、学校教育法に定める小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童、生徒及びそれに類する者とする。
- (4) 小学生未満の者の宿泊は、無料とする。